

Title	カントと分析性の問題
Author	藪木, 栄夫
Citation	人文研究. 26 卷 6 号, p.361-379.
Issue Date	1974
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

カントと分析性の問題

藪 木 栄 夫

拙稿の目的は、分析性についてのカントの議論からその曖昧さを除き、その問題点を指摘すること、及び分析性についての現代分析哲学者の主要な議論を吟味することにある。

—

1. 分析的判断とは「述語Bが、主語概念Aに（伏在的に）含まれている *enthalten ist* ものとして、主語Aに属する」判断である (B10)⁽¹⁾ という「比喩的レベルにとどまる」規定⁽²⁾でもって周知されているカントの分析性についての議論は、この第一義的な規定の意味を補完する他の幾つかの説明を考慮に入れた上で、吟味されなければならない。実際、分析性についてのカント固有の考え方との、はたまた同一性、矛盾律、及び「概念」の用法についてのカントの説明との関連においてのみ、上の規定は、それが妥当なものであるか否かは別にしても、はじめて理解し得るかもしれないのである。

2. 分析的判断とは「主語概念自身の内で既に（混乱した状態ではあるが）考えられていた *gedacht waren* その要素概念へと主語概念を単なる分析だけによって分割する」ものである (B11)。この行文の示唆するところによると、或る概念Bが主語概念Aの要素概念となっているか否かは、したがって「AはBである」という形をした或る判断が分析的であるか否かは、われわれ自身がその主語概念Aをどのような要素概念から成り立っているものとして「考える」かに依拠することになる。判断の分析性は、判断をなす者の「思考」に左右されることになる。これが分析性の確固たる基準になり得ないことは、最早明らかであろう。BをAの要素概念と「考える」か否かは、人夫々によって、また或る場合には判断をなす時と所によって、異り得るであろう。例えば「重さ」の概念が「物体」の概念の要素概念であるか否かは、「物体」についてどのように「考える」ならば、決まるのか。

次のように言われる場合にも上と同じ類の問題が生じるであろう。「分析的判断を経験に基づかせることは不合理であろう。何故なら分析的判断をな

すためには、わたくしのもっている概念から一步も外へ踏み出る必要はなく、したがって何ら経験による証明を必要としないからである。」(B11)「物体は延長している」という判断が「経験」に基づくものではなく、「物体は重さをもつ」という判断が「経験」に基づくものであり、その逆でないのは、何故か。

「経験による証明」を必要とせず、概念の「単なる分析」によって判断の分析性を確立する基準としてカントが採用したのは、同一性と矛盾律であった。

3. 同一性。「分析的判断は述語と主語との結合が同一性によって考えられている判断である」とカントは言う (B10)。これが言うところの意味は定かではないであろう。分析的判断の一例としてカントが挙げる「あらゆる物体は延長している」という命題を同一性によって考えるとき、何故これが分析的であるのか。後にカントは1791年の『懸賞論文』において同一性判断の一例として「あらゆる物体は物的実体である」という命題を挙げて、分析性と同一性との関係を説明する。「分析的判断は同一性にに基づき、それに分析し得るが、同一性判断ではない。何故なら分析的判断は分析を必要とし、それ故概念の解明に寄与するが、もしそれが同一性判断であるとする⁽³⁾と、概念の解明はなされ得ないであろう。」同一性判断は、概念の解明には何ら寄与するところのない判断である。ここで言われる同一性判断とは、カントが更に後に『論理学』において分類したトートロジー命題である。⁽⁴⁾単なるトートロジーとしての同一性判断とは異なる分析的判断が、同一性にに基づき、それに分解し得るということは、しかしながら未だ分明ではないであろう。ただしかし「あらゆる物体は延長している」という判断が「同一性によって考えられる」ということの意味の一部は、物体の概念が一定数の要素概念の組み合わせと同一であることの認識と、その要素概念の一つが「延長している」という概念と同一であることの分析とに、この判断の分析性が基づくと解釈し得るであろう。カントは『論理学』において、「物体の概念 ($a + b$) が属するすべての x に延長 (b) は属する」という式は、分析的命題が例となる式⁽⁵⁾の一例であると述べた。これは上の解釈を裏づけるものである。

このように解釈すると、述語概念が主語概念に「含まれる」という分析性の規定の意味もその一部は明らかになる。分析的判断の述語概念は、主語概念と同一である一定数の要素概念の組み合わせの内に「含まれ」、その一つの要素概念を構成しているのである。

しかしこれで分析性の意味が固まるとは思われない。或る概念が別の概念に「含まれる」ということを如何にして決定するのか。主語概念となり得る或る概念をどのように分析すれば、その要素概念を析出し得るのか。この間に確定的に答えないかぎり、「含まれる」という規定が判断の分析性を認知させるのか、それとも逆に判断を分析的であると認知することによって、述語概念が主語概念に「含まれる」と決めるのか、というクワイン的な問題が出現するのである。上に引用した分析的判断とトートロジーとしての同一性判断との相違に対するカントの強調が、いみじくも分析性を同一性によってだけでは充分には説明し尽し得ないことを物語っているようにも思われるのである。

4. 矛盾律。「矛盾律をこそあらゆる分析的認識の普遍的で十分な原理であると認めなければならない」とカントは言明する (B191)。ここで矛盾律とは「いかなる事物にもそれと矛盾する述語は付加されない」という原理であると述定される⁽⁶⁾ (ibid.)。そして分析的判断をなすためには、すなわち述語となり得る或る概念が主語概念に「含まれる」ことを示すためには、「矛盾律にしたがって、この概念から述語を引き出しさえすればよい」と言う (B12)。これは、主語概念の要素概念のどれとも矛盾しない概念を述語概念として選びさえすれば、そこに生じる判断は分析的となる、ということであろう。たとえば「いかなる無学な者も博学ではない *Kein ungelehrter Mensch ist gelehrt*」という命題は、分析的である。何故なら「博学ではない」という述語概念は主語概念に「含まれ」、これを構成しているからである (B192)。したがって換言すると、主語概念ないしその要素概念のどれかに矛盾する概念を主語概念に付加すると、そこに自己矛盾する命題が生じるのである。しかし矛盾律によって分析性を説明するこのカントの議論は、矛盾ないし自己矛盾という概念を明確に定義しないかぎり、根拠不定のものとなる。分析性と自己矛盾という二つの概念は「一枚の疑わしい貨幣の両面なのである。」⁽⁷⁾

以上においてわれわれは、述語概念が主語概念に「含まれる」という分析性についてのカントの第一義的な規定を、前者が後者の要素概念を構成していることと解釈したが、それにしても分析性の必要十分な基準を得ることはできなかった。ここで今少し視点を変えて、分析性をめぐるカントのもう一つの議論を吟味しておきたい。

5. 分析的判断の機能。「含まれる」という分析性の規定が、『論理学』に

おける形式化でもわかるように、判断の形式に着目して述定されたのに対し、カントの議論にはもう一つ別の側面がある。すなわち判断の機能へ着目した議論である。分析的判断は「解明判断 Erläuterungs-Urteil」であり、総合的判断は「拡張判断 Erweiterungs-Urteil」である (B11, 13-14) と言って、カントは判断をその機能の面から分化する。「解明判断」ということでカントの言わんとするところは、上の「含まれる」という規定の解釈から考えて、主語概念からその要素概念を析出し、これを述語によって明示する判断ということであろう。われわれはこのような「解明」という機能に、日常の会話においてのみならず、科学的概念を明晰化する場合にも訴えていることは言うまでもない。そしてそのような明晰化こそが、新たに確実な知識を得る基礎となるのである。「分析的判断が重要で有用である」のは、「概念の明晰性に到達するため」であり、「この概念の明晰性こそ確実に拡大された総合のために、すなわち実際に新たな(知識の)獲得のために必要なのである。」(B13, 括弧内筆者)

しかし分析的判断を解明判断と特徴づけることには、一つのディレンマが伴う。「あらゆる物体は延長している」という判断を分析的であるとしよう。このときこの判断をなすためには、「物体」の概念に「延長」の概念がその要素概念として属している、という「思考」が先立っていなければならない。換言すれば、「物体」の概念を十分明晰に把握してはじめて、「経験による証明」なしに上の判断をなすことができると言ってよい。しかしもし或る人が、「物体」の概念を十分明晰に把握しているとすれば、その人が上の判断をなしても、それによって「物体」の概念がその人にとって「解明」されたとは言わないであろう。その人にとっては判断をなす以前に「解明」されているのである。一方或る人が「物体」の概念を不明瞭にしか把握していないときには、その人にとって上の判断は「解明判断」となるであろう。しかしそのときにはその人は上の判断を「経験」にたよらずにはなし得ないであろう。分析的判断をなし得るときには、それは「解明判断」とは言えず、「解明判断」をなし得るときには、それは分析的判断ではないのである。

おそらくはカントは、このような状況設定の下で、分析的判断を「解明判断」と性格づけたのではないであろう。「あらゆる物体は延長している」という判断が或る人Xにとっては分析的であっても、別の人Yにとってはそうではないかもしれない。そのときXが「物体」の概念をYに明瞭に把握させるために、この判断を他の幾つかの説明とともになし、Yが納得すれば、こ

の判断はYにとっては「解明判断」となる。上のディレンマを逃れ、カントの議論を救うためには、このような状況を想定しなければならないであろう。

ただしかしこのような議論は、分析的判断の機能を論じるものであり、分析的判断の分析的たる理由を論じたものではない。われわれは、再び述語概念が主語概念に「含まれる」という分析性の規定の意味を解釈することにとりかかろう。そこで最後に分析性をめぐるカントの議論の基本用語である「概念」の用法を尋ねておきたい。

6. 概念の用法。『論理学』においてカントは、概念の用法上の意味を二つに区別した。⁽⁸⁾ 概念の「外延 Umfang」と「内包 Inhalt」がそれである。両者は互いに次のような意味で逆の関係にある。すなわち「概念はその下に unter sich 含むものが多いほど、それがその内に in sich 含むものは少ない。逆も真なり。」⁽⁹⁾ 「その下に含むもの」とは、概念の対象を指示する。概念の「外延は、その下に属し、それによって考えられるものが多いほど、広い。」⁽¹⁰⁾ これに対して「その内に含むもの」とは、ものの「意味」を表わす。たとえば「惑星」の概念と「星」の概念を比較すると、前者の対象は後者のそれよりも明らかに少く、その外延は狭いが、一方その意味は少くとも「或る星の周りを回転する」という意味を含むだけ後者の意味より充実し、その内包は広い。

分析性の説明において述語概念が主語概念に「含まれる」と規定するとき、カントは「概念」をその外延と内包のどちらの意味で用いたのか。これを決める文脈上の確実な直接証拠を『純粹理性批判』の内に求めることは困難であるかもしれない。概念の客観的妥当性を議論する場合などは、概念の外延に言及していることは明らかである。しかし分析的判断とは「要素概念へと主語概念を単なる分析 Zergliederung だけによって分解する」ものである（前出）、というような表現において、この要素概念、主語概念が夫々の概念の外延に言及しているとは思われない。‘Zergliederung’ という語が示す通り、この場合それは概念そのものを単にその部分に分解する働らきを表わす。そのように分解され析出された要素概念とは、主語概念の内包の一部を構成するものであると解釈される。概念は「要素概念としては、ものの表象の内に含まれ」、このとき概念は「内包をもつ」とカントは明言しているの⁽¹¹⁾である。

われわれはここに至って、カントが「含まれる」と言うとき、それは、述

語概念の内包が主語概念の内包より狭いという条件の下で、前者が後者に「含まれる」ということであると解釈し得るのである。しかし諸々の判断をなす夫々の場合にこのような分析性の規定を当てるための必要十分な基準を定めることにおいて、カントが成功しているとは決して考えられないのは上に見た通りである。われわれは次に、この基準を定めるべく努力した現代分析哲学者の議論を吟味することにとりかかりたい。

二

1. W. V. クワイン⁽¹²⁾によって批判された分析性の定義を列挙してみよう。
- (1) Sはあらゆる可能な世界において真であるとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (2) Sは偽であることが可能でないとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (3) SはSの否定が自己矛盾であるとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (4) Sは意味によって真であり、事実から独立しているとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (5) Sは論理的に真であるか、同義語を同義語で置き換えれば論理的真に変わり得るとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (6) Sはあらゆる状態記述の下で真であるとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (7) Sは定義によって論理的真に還元し得るとき、かつそのときにのみ分析的である。
 - (8) SはLの意味論規則にしたがって真であるとき、かつそのときにのみL⁽¹³⁾において分析的である。

クワインが分析性のこれらすべての定義を根拠不定のものとして退ける理由は、「分析的」、「可能（不可能）」、「自己矛盾」、「定義」、「意味」、「状態記述」、「意味論規則」という語群に属する少くとも一つの語を、この語群に属さない語を用いて定義しないかぎり、これらの語はいずれも確定した意味をもたず、したがってこれらの語のどれかを用いて分析性を定義してみせても、それは何ら分析性を解明したことにはならない、という趣旨のものである。あるいは(1)―(8)の定義が有する一般性と同じ一般性が、これらの語のどれをも用いない分析性の定義にも備わらなければならない、という要求をク

ワインは出すかもしれない。⁽¹⁴⁾ おそらくこの要求を満たす定義を発見することはできないであろう。かくしてクワインは、分析性を解明する作業に関して悲観的な態度をとる。そして分析性を解明し尽さないかぎり、分析的言明と総合的言明との間に明確な境界線があるという見解は、「経験論の非経験論的なドグマであり、形而上学的信条である」というのが、分析性を解明しようとして、これを原理上不可能であると論断したクワインの帰結であった。

2. 今少しくワインの議論を精密にするために、B. メイツの形式化⁽¹⁵⁾を辿ってみよう。それはクワインが認めるであろう前提のみから出発し、クワインの提出した基準と原則にしたがった手段を踏む推論である。

(9) 分析的である = F

これを分析性の定義とする。‘F’は上に述べたような語群のどの語をも含まない述語表現である。そしてこの定義が、次のような結論(10)を導出するために、クワインが認めた意味で十分満足のいくものであるとする。

(10) ‘(S)(SはF(S)であるとき、かつそのときにのみ分析的である)’は分析的である。

次にクワインの「認識的同義性 cognitive synonymy」⁽¹⁶⁾という基準(ここでは「分析的である」と‘F’とが認識的に同義であるのは、(10)が成り立つとき、かつそのときにかぎる、という基準)を用いて、(10)から、

(11) 「分析的である」と‘F’とは認識的に同義である。

を推論する。すると認識的に同義である部分に関してだけ異なる語(ここでは「分析的である」と‘F’)をもつ二つの言語形式は認識的に同義である、⁽¹⁷⁾という原則に基づいて、(9)は、

(12) 分析的である = 分析的である

と認識的に同義である、と帰結し得る。したがって(9)は結局(12)に解消され、分析性の満足のいく定義として、(12)と認識的に同義でないような定義を見出すことは不可能なのである。

ところでこのようなクワインの議論の背景になっている見解にも気がついておくべきである。それは、分析性の説明として、上に挙げた「可能」のような内包的な intensional 語によるのではなく、自然言語による、しかも語の外延的意味による一般的な説明を要求する外延主義 extensionalism である。この立場は、分析性の説明の媒介概念として採られた同義性に対するクワインの見解に端的に見られる。二つの語は、それらが言語外の同じ対象について真であるときにのみ、すなわち外延的に一致するときにのみ同義なの

である。⁽¹⁸⁾この立場を採ることによって、クワインはカントとは決定的に異なる立場に立っているのである。そして分析性を解明することに対するクワインの懐疑は、それを内包的な語を含む言語によって説明し得たとしても、そのような言語は分析性を予め理解しているときにのみ理解し得るのである、という循環論の主張であり、そして分析性を外延的言語によって説明することの不可能性に帰着するのである。

3. 以上のようなクワインの懐疑に対して、われわれは反定立を投ずることができであろうか。クワインの議論をその内部に矛盾を発見することによって覆すことはできないように思われる。しかしわれわれは、分析性についての何らかの理解をもっているのではないだろうか。というのは或る命題が分析的であるか否かを、われわれは相互にかなりの同意をもって決定することができ、一方を分析的であると理解した二種類の命題に対するわれわれの心情には確かに相違があると認められるからである。たとえば算術の真なる或る命題と物理学の確立された或る法則を比較してみよ。後者が偽となるような状況を想像することにはそれ程の困難が伴わないのに対して、 $1 + 1 = 2$ の真なることを覆すような条件を想像することは困難であろう。⁽¹⁹⁾もちろん分析性についてのこのような心情的な理解を吐露しても、クワインの懐疑に対する論理的な反論にはならない。しかし一方において、分析性についての直観的な理解をわれわれが少しももっていないと言え、これはまた理にかなったことではないように思われる。ここでH.P. グライスとP.F. ストローク⁽²⁰⁾の見解を調べておきたい。

4. クワインが分析性についての基準と原則に基づく厳密な説明を要求したのに対して、グライスとストロークは、非形式的ではあるが、言葉の現実の用法にしたがって、日常言語の枠内で納得のいく説明がなし得るのであり、それがクワインの要求したような満足のいく説明ではないことを実際認めるとしても、分析的と総合的との区別が存在しないと結論するのは論点先取を犯すものである、と主張する。そこでこの主張を裏づける議論として、先に挙げた語群の内の「不可能性」を例にとり、この概念に二種類、すなわち論理的不可能性と自然（因果）的不可能性を認める根拠を示そうとする。次のような言明(13)と(13')がなされたとしよう。

(13) 隣の三歳の子供はラッセルのタイプ理論を理解している。

(13') 隣の三歳の子供は成人である。

言明(13)を誇張した表現と解釈して、われわれは(13)に対して、

(14) その子供は特に利口な若者なんですね。
と反応するであろう。しかし、

(15) 否、実際にその三歳の子供が理解するんです。

と、言明(13)が繰り返し主張されると、われわれは、

(16) 信じられないね、そんなことは不可能だ。

と反応するであろう。しかしもし仮にその子供がタイプ理論を実際に正しく説明するのを聞くとすると、言明(13)が文字通り真であることを認めざるを得ないであろう。言明(13')に関して同様の会話がなされるであろうが、(13')が繰り返し頑強に主張されると、われわれは(13')に対して、理解できないと反応し、使われている言葉の意味を理解していない発言であると考えざるを得ないであろう。

すなわち言明(13)の自然的不可能性に対しては、信じられないと反応し、言明(13')の論理的不可能性に対しては、理解できないと反応するのが、ごく普通でありながら的を射た反応である、とグライスとストローソンは言う。もちろんこの説明だけで、不可能性の概念が様々な事例に適用された場合の説明を尽しているとは考えられず、クワインが要求するような説明の一般性という条件を満たしてはいない。しかし先に挙げた語群の内のどの語も使わずに不可能性を説明すべし、というクワインの要求は満たしているとグライスとストローソンは考えているように思われる。そして同様の常識的ではあるが的を射た説明を分析性についてもなし得るのであり、その説明を一般化する必要を認めた上で、しかしながら分析性と総合性の区別が存在しないと結論するのは理不尽である、とグライスとストローソンは論断するのである。

5. 自然言語の枠内で言明が分析的であることの一般的な基準を、H. パトナム⁽²¹⁾にしたがって考えてみたい。次の4項目の基準に適合する言明は、分析的と見なし得る言明の可能なすべての形の内の一つの形の分析的言明である。

(17) 言明は、或るもの(人)はBであるとき、かつそのときにのみAである、という形をとる。(ここでAは単語である。)

(18) 言明は、例外なしに成り立ち、或るものが語Aが当てはまる種類のものであるための基準をわれわれに与える。

(19) その基準は、語Aに関して一般に受け容れられ、使用される唯一のものである。

(20) 語Aは 'law-cluster' 語ではない。
(17)だけでは、分析性の基準たり得ないことは明らかである。(17)を満たす言明は分析的言明だけではないからである。(17)を満たす言明として「或る人は未婚の成人男子であるとき、かつそのときにのみ独身男である」(S)を例として、(18)(19)(20)を吟味してみよう。(S)が例外なく成り立つことは明白である。そして或る人が未婚の成人男子であるか否かを見出すことによって、その人が独身男であるか否かをわれわれが決定することができ、事実決定しているのであれば、(S)は「独身男」という語がその人に当てはまるための基準をわれわれに与えると言ってよい。またこの基準は「独身男」という語に関して一般に受け容れられ、使用されている唯一のものであることも認められる。この語が 'law-cluster' 語でないことも明らかである。

以上が自然言語による言明が分析的であるための基準とその説明であるが、この4つの基準は、或るもの(人)がAであるための必要十分条件であること、それらに基づいて或るもの(人)がAであることをわれわれが決定することができ、事実決定していること、この2点の故に極めて厳しい基準であり、この4つの基準と照合すれば、自然言語による言明が分析的であるか否かを決定できるとパトナムは言う。

しかし何故これらの基準を満たす言明が分析的であるのか。そのような言明が総合的言明でないことの重要な一つの理由は、(20)によって与えられる。'law-cluster' 語とは、科学の指導原理や自然法則の構成素となる語であるが、この種の語を含まない言明には、これを受け容れたり、排斥したりするための科学的理論的な根拠はない。確立された自然法則や自然科学の理論が反証される可能性を孕んでいるのに対して、自然法則でもなく、自然科学の理論によって裏打ちされることもない言明で、上の4つの基準を満たす言明は、自然言語の枠内でその真なることが動揺することの決してない言明なのである。そのような言明は、経験によって反証されることもなく、検証される必要もない言明なのである。

しかし何故必要もないのか。カントの言葉を引用して繰り返すと、分析的言明の真なることは、何故「経験による証明」を必要としないのか。分析性の理由づけ Justification が必要なのである。ここでパトナムは、そのような理由づけとして、自然言語には 'fixed points' というべきものが備わっており、自然言語による分析的言明はそのような 'fixed points' を現わしているのである、という見解を主張する。それは、あらゆる人によって受け容

られ、理由づけを必要としないものなのである。これが、分析的言明が 'implicit convention (陰伏的な規約)' によって真であるということの意味である、とパトナムは言う。

しかしクワインの問題を引き継いで言えば、パトナムの見解によっても分析性は定義されたことにはならないであろう。パトナム自身も最後に「分析的言明の決定的な特徴のいくつかを指摘しなければならない」と言って、分析性を定義する問題が残っていることを認めているように思われる。そして実を言えば、先のグライスとストローソンも、パトナムも、分析性を十分一般的に説明し定義する問題によりは、分析性と総合性との間に明確な境界線はないというクワインのテーゼを論駁することに携わっていたのである。

三

1. 議論の場を変えて、分析性を解明する議論を吟味しておきたい。それは、自然言語においてではなく、意味論的言語体系の内部でなされるものである。R. カルナップが意味公準 ⁽²²⁾ meaning postulates と呼ぶものを提案した理由は、明白であるように思われる。命題結合子や量化子などの論理記号の振る舞いを支配する規則に基づいて、論理学が形式的に再構成し得る推論が確かに存在する一方で、自然言語の記述述語の意味に基づく推論が存在するのも事実である。そのような推論は、論理学によって形式的に再構成する余地がない。たとえば、

(21) 或る人は独身男 (bachelor) である。

から、

(22) 或る人は結婚してい (married) ない。

への推論を、

(23) $(Ex) (Bx)$

$\therefore (Ex) (\sim Mx)$

と形式化しても、上の再構成は 'B' と 'M' の意味を考慮に入れないかぎり、妥当しない推論型である。そこで(21)の妥当性を保証するものとして、カルナップは意味公準、

(24) $(x) (Bx \supset \sim Mx)$

を導入するのである。ここで 'B' と 'M' が何を指示するかは、分析性の概念を解明するという目的には関わらない。しかし(24)は分析性について決定的な事柄を、すなわち 'B' と 'M' という二つの性質の両立不可能性を

述べている。こうしてカルナップは、分析性を意味公準によって解明し得ると主張する。

この議論をカルナップは次のように一般化する。‘L’を或る意味論的言語体系とし、‘P’が意味公準の連言であるとき、分析性の解明項として「Pに関してL-真」という句を用いる。そしてこれは、

(25) Lの言明 Si はPに関してL-真である = df Si は (Lにおいて) PによってL-含意されている。

と定義される。

ところでどのような根拠に基づいて、このような意味公準を導入するのか、という問に対しては、それはわれわれの「決意」の問題であり、「独身」と「結婚している」という自然言語の二つの語を両立不可能な語としてわれわれが理解しているのであれば、そして自然言語内の意味関係を意味論的言語体系に反映させようと意図するのであれば、われわれの理解はわれわれの「決意」に影響を及ぼすであろう、カルナップは言う。意味論的言語体系の内にどのような意味公準を選び入れるかは、自然言語の内でのどのような意味関係が成り立つと理解するかによる、とカルナップは考えているように思われる。

ここでわれわれは、カルナップの議論の背景になっている見解にも気がついておくべきである。すなわちそれは、分析的言明とは経験による証明を必要とせず、単に語の意味に基づく真 (truth based upon meaning) であると説明する見解である。「世界の事実に関する信念によってではなく、意味に関する意向によって、すなわち記述定項の引用を手引きにして、公準を選ぶ自由がある」とカルナップは結論的に言うのである。

2. 以上のようなカルナップの議論に対して、クワインは次の2点で異議を唱える。(a)意味公準とは一体何であるのか。それは、「意味公準」というラベルによってのみ理解可能である。ところがこのラベルの意味は決して明らかではない。(b)分析性は、単に意味論の規則によってではなく、むしろ自然言語の適用可能な行動的言語における経験的な基準によって解明されるときにかぎって受け入れ得る概念である。

(a)に関しては、カルナップはクワインの批判の言わんとするところこそ解せないと困惑を表明する。たとえば、論理学の公理が「公理」というラベルによってのみ理解可能であるという事実には何の異論も唱えられないのに、⁽²⁴⁾と。しかしこの困惑は的はずれになりかねないであろう。何故ならどのよう

な意味公準を選ぶかは、われわれの「決意」に左右され、選ばれた意味公準は或る場合には全く恣意的なものになるかもしれない。一方形式論理学の公理がそのようなものとは考えられないからである。のみならず意味公準が自然言語内の意味関係を反映しているのであれば、その自然言語内での分析性が解明されていないかぎり、選ばれた意味公準もその意味するところが何であるかは同定できないものであろう。「人工言語の分析的言明を決定する意味論規則は、われわれが分析性の概念を既に理解しているかぎりでのみ興味あるものである」とクワインは言う。⁽²⁵⁾ 自然言語内にある無数の語の組み合わせによって分析的と見なし得るかもしれない無数の表現を夫々反映する意味公準は、論理学の公理によりは、むしろ定理に比較されるべきではないか。そうだとすると、公理に値いするものがないことになる。われわれが困惑するのは、「公準を選ぶ自由がある」と言われてはみても、実際に選ぶ場面に置かれたわれわれ自身の「決意」をためられるときなのである。意味公準を選ぶ一般的な基準をカルナップは何ら提示しないのであるから、或る場面で選ばれた意味公準も一般性をもたず、それによって分析性を説明してみせても、その説明は一般性をもたないと言わざるを得ないであろう。しかし問題は、まさにこの説明の一般性にあるのである。またよしんば分析性を説明する一般的なモデルが構成され得たとしても、そのモデルの自然言語に対する妥当性は依然として問題となるのである。

(b)と同じことをクワインは同義性の概念についても述べている。カルナップは、この批判にも、たとえば「真理」のような意味論的概念には(b)が要求されないのに、何故意味公準には要求されるのか、とやはり困惑を示す。⁽²⁶⁾ しかし(a)の場合とは異って、カルナップは(b)の批判を一応受け容れる。そして分析性を経験的な基準によって解明する作業に際しては、クワインと異なり、内包主義 intensionalism の立場を採る。それは先に引用した行文からも解るように、カルナップの場合、語の経験的な実際の用法に基礎を置く立場である。或る語に対する或る内包の割り当ては、「言語行動の観察によってテストし得る経験的仮設」である、とカルナップは言う。⁽²⁷⁾ たとえば「すべての烏 (raven) は黒い (black)」という言明が分析的であるのは、黒くない烏が実際に居るか否かという証拠の問題には関わりなく、「烏」と「黒い」という2つの語の意味をわれわれが両立可能な語として実際に用いているという事実に基づくのである。⁽²⁸⁾ しかし (x) $(R_x \supset B_x)$ を意味公準として選ぶか否かは、ひとえにわれわれの「決意」にかかっているものであり、これを選

ぶべき一般的な理論的基準はないと言わねばならないであろう。カルナップもはっきりと「どんな公準を採るべきかを指図するのは論理学者の仕事ではあり得ない⁽²⁹⁾」という。これが論理学を武器にする外延主義に対する内包主義のテーゼである。

四

1. さて、これ迄のわれわれの議論をふりかえてみると、次の3点が明らかになったと思われる。(a)分析性を説明するに際して、内包主義(カント、ストローソン、カルナップ)と外延主義(クワイン)のいずれを採るべきか。(b)外延主義による一般的な説明は不可能である。(c)内包主義による説明は、クワインの批判を免れることはできない。

われわれは最後に、内包主義を採りながら、クワインの批判を受けないと豪語する分析性の一般的な説明を吟味しておきたい。それは成生文法意味理論 Semantic Theory of Generative Grammar⁽³⁰⁾ による分析性の説明である。それ(J. J. カッツの場合)⁽³⁰⁾をわれわれの議論に関わる範囲で略述すると共に、その重大な1つの問題点を挙げておきたい。

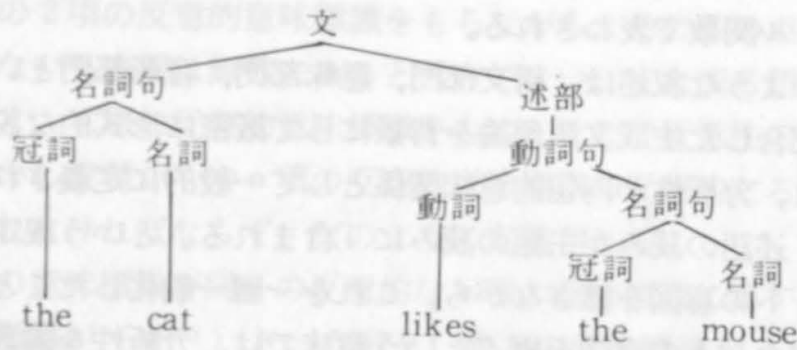
2. この説明は、内包主義に立つばかりでなく、「述語概念が主語概念に含まれる」というカントの分析性の規定を理論の枠内で精密化し、分析性を厳密に一般的に定義しようとする。先ず構文部門の領域で、「主語」と「述語」⁽³¹⁾が定義される。

(26) 語の記号列 σ が文Sの主語であるのは、 σ が、Sに対する基底句標識 underlying phrase marker おいて、「名詞句」というラベルのついた節点によって支配される終端要素の記号列全体であって、この節点は「文」というそれ以上何ものにも支配されないラベルについての節点によって直接支配されているとき、かつそのときにかぎる。

(27) 語の記号列 σ がSの述語であるのは、(26)の「名詞句」を「述部」で置き換えたものが成り立つとき、かつそのときにかぎる。

たとえば 'The cat likes the mouse' という文に対する基底句標識は次頁に示される。この図に出てくる2つの「名詞句」というラベルのついた節点の内、主語となるのは、当然「文」というラベルのついた節点によって直接支配される「名詞句」である。

次に分析的な非複合的平叙文(S)を定義しよう。⁽³¹⁾ 'R_i' は 'S' の主語の読



み reading を, 'R_i' は述語の読みを, 'R_{i,j}' は 'R_i' と 'R_j' の組み合わせの結果生じた 'S' 全体の読みを表わす。このとき,

28 Sが 'R_{i,j}' に関して分析的であるのは, 次の3点が成り立つとき, かつそのときにかぎる。

(i) R_j における非複合的な意味標識 semantic marker はすべて R_i にも現われる。

(ii) R_j におけるどんな複合的な意味標識 ((M₁)U(M₂)U……U(M_n)) に対しても, R_i に (M_i) がある (但し 1 ≤ i ≤ n)。

(iii) R_i はいかなる反意的な antonymous 意味標識も含まない。

29 Sが完全に分析的であるのは, 付与された R_{ij} 夫々に関して分析的であるとき, かつそのときにかぎる。

ここで或る語の読み R は n 個の記号列から成り, それら記号夫々を意味標識という。これらはカントの概念と要素概念に夫々相当するものと考えてよい。たとえば英語の 'bachelor' の読みと意味標識は次に与えられる。

(i) (物体), (生物), (人間), (男性), (成人), (未婚)

(ii) (物体), (生物), (人間), (若い), (騎士), (他人の旗の下に仕える)

(iii) (物体), (生物), (人間), (大学四年を卒業して学位をもつ)

(iv) (物体), (生物), (動物), (男性), (オットセイ), (繁殖期に相手のいない)

'bachelor' は以上4個の読みをもち, 四通りに曖昧な語である。したがって "Bachelors are unmarried" という文は, 'bachelor' の或る読み R_a と 'married' の或る読み R_b の組み合わせ R_{ab} に関しては分析的であるが,

定義(29)によって完全には分析的でない。尚、複合的な意味標識は記号 'U' を用いてブール関数で表わされる。

3. 以上のような叙述は、構文部門、意味部門、音形部門という言語記述の3部門を統合した生成文法理論を背景にして厳密に形式的な説明と定義として提示され、分析性が内包的意味関係として一般的に定義された。そしてこの定義は、述語の読みが主語の読み「含まれる」という規定を形式化した点で、カントの意図を継ぎながら、これを一層一般化したことは評価されるであろう。カントの意図を継ぐという意味では、分析性を論理的真から分離して定義した点でもそうである。「判断がどのような根源をもつにせよ、あるいはその論理形式がどのようなものであれ、内容から見た判断の区別がある」とカントは言う。⁽³³⁾ 内容から見た区別とは、内包的意味の相違による区別ということである。語の意味に関わらず恒に真である論理的に真なる命題に分析的命題が解消されるのではなく、また分析的命題のすべてが量化論理式の代入事例となるわけではないのである。或る分析的命題を量化論理式に代入するには、その命題を構成する語夫々の読みを予め表示して置かねばならないのである。⁽³⁴⁾

4. しかしそれでは、上のような生成文法意味理論による分析性の定義には、何らの問題もないであろうか。単純な平叙文ばかりでなく、複雑な文の分析性をも覆う定義にまで上の定義を一般化しなければならないという問題はさて置くとしても、ここに重大な問題がある。定義(28) (iii)に現われる「反意的」をどのように説明し得るのか。クワインにとって同義性が問題であったように、われわれはここで何よりも反意性を問題にしなければならないであろう。反意性が分析性と同じく厳密な説明を要することは、同義性が分析性と同じく厳密な説明を要することと同じ類の問題なのである。

たとえば「その人は男である」という文は、(28) (iii)によって分析的でない。何故なら主語「その人」の読みには幾つかの意味標識とともに、反意的な2項の意味標識(男性)と(女性)が含まれているからである。ところでこの二つの意味標識が反意的であるのは、われわれが予めこの二つが反意的であることを何らかの仕方知っているから反意的であるのか、それともこの二つの反意性を厳密に形式的に定義する方法があるのか。前者であるならば、反意性の説明はクワイン的な批判を免れ得ないであろう。後者を追求してみよう。

たとえば「嫁」と「婿」という一對の語は、一方の読みが意味標識(女

性)を、他方の読みが意味標識(男性)をもつという点以外は、同一の読みをもつ。この2項の反意的意味標識をもちながら、その他の点では同一の読みをもつ語ないし表現は無数にあると言ってよい。また或る語ないし表現は2項ではなく、 n 項の反意的意味標識をもつ。そこで反意性の定義は、無数の対の語ないし表現がもつ n 項の反意的意味標識の反意的たる所以を覆う仕方⁽³⁵⁾で定義されなければならない、次のように定義される。

(30) 二つの意味標識が同一の反意的な n 項の意味標識に属するのは、一方の意味標識が $(M^{\alpha i})$ という形を、他方の意味標識が $(M^{\alpha j})$ という形をしているとき、かつそのときにかぎる。但し $i \neq j$, $1 \leq i \leq n$, $1 \leq j \leq n$ 。

ここで添字“ α ”は同一の読みを、“ i ”と“ j ”は反意的な読みを表わす。

この定義は厳密な形式性という条件を満たしているであろうか。なるほどそれは字義上では形式的である。しかし二つの意味標識の一方で $(M^{\alpha i})$ という形を、他方が $(M^{\alpha j})$ という形をしているということをわれわれはどのようにして知るのか。問題となっている同一の n 項の意味標識のリストを調べれば解ると言われるかもしれない。しかし厳密に形式的な定義をするという観点からすれば、この答えが意を満たしていないことは明白である。そのリストに $(M^{\alpha i})$ と $(M^{\alpha j})$ が属するということ⁽³⁶⁾をどのようにして知るのか。“ i ”と“ j ”が反意的であることを予め知っているからこそ、 $(M^{\alpha i})$ と $(M^{\alpha j})$ が反意的な意味標識であることが知られるのではないか。反意性の厳密な形式的定義⁽³⁷⁾は、生成文法意味理論の内になされてい⁽³⁷⁾ないように思われる。もしそれが可能であるとしても、調べるという類のわれわれの操作に定義が基づいているのであれば、反意性の理解は分析性の理解を予め前提にしているというクワイン的な批判を免れ得ないであろう。これは生成文法意味理論による分析性の定義にとって致命的な難点である。かくして分析性を内包主義を採って一般的な形式で厳密に定義しようとする試みも成功していないように思われるのである。

[注]

(1) Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, (Philosophische Bibliothek), B は第二版, A は第一版を示す。以下同様。

(2) W. V. Quine, 'Two Dogmas of Empiricism' in *From a Logical Point of View*,

- (1963), pp. 20–46.
- (3) Kant, *Preisschrift über die Fortschritte der Metaphysik*, Kants gesammelte Schriften, Preussische Akademie Edition, Bd. XX, S. 322.
- (4) Kant, *Logik*, *ibid.*, Bd. IX, S. 111. ここではカントはトートロジー命題も分析的命題に含めている。
- (5) Kant, *Logik*, *ibid.* 尚, Cが属すると当然総合判断である。
- (6) カントは矛盾律を命題間の関係として述べていない。
- (7) W. V. Quine, *ibid.*
- (8) Kant, *Logik*, *ibid.*, S. 95.
- (9) Kant, *Logik*, *ibid.*, S. 95.
- (10) Kant, *Logik*, *ibid.*, S. 96.
- (11) Kant, *Logik*, *ibid.*, S. 95, 尚, 1788年 Schulz 宛の手紙 (*ibid.*, Bd. X, S. 554f.) および1790年 Rehberg 宛の手紙 (*ibid.*, Bd. XI, S. 205f.) をも参照せよ。
- (12) W. V. Quine, *ibid.*
- (13) このリストは, B. Mates, 'Analytic Sentences' in *The Philosophical Review*, Vol. 60. (1951), pp. 525–34. にしたがった。
- (14) Cf. H. P. Grice & P. F. Strawson, "In Defense of a Dogma" in *The Philosophical Review*, Vol. 65. (1956), pp. 141–158.
- (15) Cf. B. Mates, *ibid.*
- (16) クワインによれば 'bachelors' と 'unmarried men' が認識的に同義であるのは、次の言明が分析的であるときにかぎる。'All and only bachelors are unmarried men.' Cf. W. V. Quine, *ibid.*
- (17) この原理は、二つの言語形式は、*salva analyticitate* で交換可能であるとき、認識的に同義である、ということから帰結する。Cf. W. V. Quine, *ibid.*, B. Mates, *ibid.*
- (18) Cf. W. V. Quine, *ibid.*
- (19) Cf. B. Mates, *ibid.*
- (20) Cf. H. P. Grice & P. F. Strawson, *ibid.*
- (21) Cf. H. Putnam, 'The Analytic and The Synthetic' in *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, Vol. III, eds. H. Feigl & G. Maxwell, (1962), pp. 358–97.
- (22) Cf. R. Carnap, 'Meaning Postulates' in *Meaning and Necessity*, (1967) pp. 222–29.
- (23) Cf. W. V. Quine, 'Carnap and Logical Truth' in *The Philosophy of Rudolf Carnap*, ed. P. A. Schilpp (1963), pp. 385–406.

- 24 Cf. R. Carnap, 'W. V. Quine on Logical Truth' in *The Philosophy of Rudolf Carnap*, ed. P. A. Schilpp (1963), pp. 915-23.
- 25 W. V. Quine, 'Two Dogmas of Empiricism', *ibid.*
- 26 Cf. R. Carnap, 'W. V. Quine on Logical Truth', *ibid.*
- 27 R. Carnap, *Meaning and Necessity*, *ibid.* p. 237.
- 28 Cf. R. Carnap, 'W. V. Quine on Logical Truth' *ibid.*
- 29 R. Carnap, 'Meaning Postulates', *ibid.*
- 30 J. J. Katz, *The Philosophy of Language*, (1966).
- 31 J. J. Katz, *ibid.*, p. 192.
- 32 J. J. Katz, *ibid.*, p. 194.
- 33 Kant, *Prolegomena*, (Philosophische Bibliothek), S. 14.
- 34 Cf. J. J. Katz, 'Some Remarks on Quine on Analyticity' in *The Journal of Philosophy*, LXIV, (1967).
- 35 J. J. Katz, *The Philosophy of Language*, *ibid.*, p. 197.
- 36 Cf. L. Linsky, 'Analytic / Synthetic and Semantic Theory' in *Semantics of Natural Language*, eds. D. Davidson & G. Harman, (1972), pp. 473-82.
- 37 反意性の定義は、J. J. Katz, *Semantic Theory*, (1972), p. 52. において改定されているが、それでも尚、われわれの批判を免れることはできない。